

農業経営改善促進資金融通事業実施要綱

平成6年6月29日6農経A第665号農林水産事務次官依命通知
改正平成11年12月22日11農経A第1665号
平成12年3月31日12農経A第449号
平成13年5月1日13経営第239号
平成13年9月12日13経営第2932号
平成14年4月1日13経営第6126号
平成14年7月1日14経営第1741号
平成15年10月1日15経営第3434号
平成17年4月20日16経営第8951号
平成19年3月30日18経営第7835号
平成20年4月1日19経営第6996号
平成20年4月16日20経営第40号
平成20年12月1日20経営第4932号
平成23年4月1日22経営第7266号
平成24年3月30日23経営第3564号
平成24年7月4日24経営第1144号
平成26年3月24日25経営第3641号
平成27年4月1日26経営第3306号
平成31年3月29日30経営第3014号
令和2年3月30日元経営第3160号
令和3年3月29日2経営第3025号
令和4年3月31日3経営第3158号
令和4年11月14日4経営第1873号

目次

- 第1 趣 旨
- 第2 対象となる計画
- 第3 事業の仕組み
- 第4 農業経営改善促進資金の内容等
 - 1 貸付対象者
 - 2 資金使途
 - 3 貸付方式等
 - 4 極度額等
 - 5 貸付利率

- 6 償還期限
- 7 計画期間終了時の取扱い
- 第5 借入手続
- 第6 農業経営改善促進資金融通事業の実施
 - 1 貸付目標額の設定
 - 2 低利預託基金の貸付け等
- 第7 資金貸付け等の適正化について
- 第8 都道府県の要綱等の制定等
- 第9 報告
- 第10 農業経営改善利子補給金交付事業
- 第11 その他
- 附則

様式第1号 農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）利用申込書兼借入申込書
（個人）
農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）利用申込書兼借入申込書
（法人）

様式第2号 貸付目標額協議書

様式第3号 農業経営改善促進資金貸付状況報告書

様式第4号 農業経営改善促進資金低利預託基金預託等状況報告書

様式第5号 農業経営改善促進資金地方農政局貸付等状況報告書

第1 趣 旨

少子・高齢化や農業者の所得の減少、担い手不足の深刻化等により農村の活力は低下しており、食料の安定供給や多面的機能の発揮といった農村に期待される役割を確保するためには、その活力の再生が不可欠である。

このため、本要綱は、効率的・安定的な経営体を目指す意欲ある農業者に対して融通する農業経営改善促進資金（「スーパー S 資金」と略称する。）について定め、農村の活力の再生に資することとする。

第2 対象となる計画

本要綱による支援の対象となる計画は、農業経営改善計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定に係る経営改善計画及び果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画をいう。以下同じ。）とする。

第3 事業の仕組み

本制度は、都道府県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）と民間金融機関の協調融資により、意欲ある農業者の必要とする運転資金を低利で、かつ、円滑に融通するものとする。

第4 農業経営改善促進資金の内容等

1 貸付対象者

認定農業者（農業経営改善計画の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。）であって次に掲げる要件を満たす者。

- （1）簿記記帳を行っていること（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）。
- （2）農業経営改善計画が、短期運転資金を必要とするような具体的な事業を内容としているものであること。
- （3）（2）の具体的な改善措置について認定後既に実施に着手し、又は認定を受けた年度において実施に着手することが確実であると認められること。
- （4）農業経営改善計画又は資金利用申込書（第5に定めるものをいう。）において、既往借入金の返済財源が確保されていること。

2 資金使途

本資金の資金使途は、計画の達成に必要な短期運転資金一般とする。（例示すれば次のとおり。）

ただし、既往借入金の借換え（本資金の初回の借入れ時における既往借入金（短期運転資金）からの切替えを除く。）は含まないものとする。

- （1）種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費
- （2）肉用素畜、中小家畜等の購入費
- （3）小農具等営農用備品、消耗品等の購入費
- （4）営農用施設・機械の修繕費
- （5）地代（賃借料）及び営農用施設・機械のリース・レンタル料
- （6）生産技術、経営管理技術の修得費
- （7）市場開拓費、販売促進費等

3 貸付方式等

本資金の貸付けは、次によるものとする。

- （1）貸付方式 当座貸越、手形貸付及び証書貸付とする。
なお、当座貸越及び手形貸付については極度貸付方式とする。
- （2）利用期間 本資金の貸付けが受けられる期間は、計画期間（同計画の開始時期から同計画の終了時を含む年度の末日までをいう。以下同じ。）中とする。

4 極度額等

（1）極度額等の上限

本資金の1農業者に係る極度額又は証書貸付における貸付金の残高の合計

額（以下「極度額等」という。）の上限は、次のとおりとする。ただし、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。）において示された農業経営の指標の規模を超える規模を目指す農業経営改善計画を有するもの等特段の事情がある場合にあっては、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）が認めた額とすることができる。

個人	一般経営	500万円
	畜産経営又は施設園芸経営を含む経営	2,000万円
法人	一般経営	2,000万円
	畜産経営又は施設園芸経営を含む経営	8,000万円

（2）極度額等の設定

極度額等は、計画期間の各年度について融資機関が設定するものとし、推進会議の認定を受けるものとする。

（3）極度額等の見直し

融資機関はその農業者の経営状況及び資金利用状況等からみて極度額等を変更する必要があると判断する場合は、推進会議の認定を受けて、変更することができるものとする。

5 貸付利率

（1）本資金の貸付利率は、次の算式により決定する（小数点以下第三位を四捨五入した上で、小数点以下第二位を二捨三入又は七捨八入して0.05%単位とする。）水準以内とする。

$$\text{貸付利率（年\%）} = \frac{\begin{array}{c} ※ \\ \text{都銀・短プラ} \times (\text{協調倍率} - 1) + \text{低利預託金利} \times 1 \\ ※ \end{array}}{\text{協調倍率}} + \text{調整値}$$

※都銀・短プラとは、「都市銀行の短期プライムレート」をいう。

※調整値は、都銀・短プラ水準に応じ次のとおりとする。

都銀・短プラ	調整値
5%未満	— — — 0.8%
5%以上6%未満	— — — 0.6%
6%以上7%未満	— — — 0.4%
7%以上8%未満	— — — 0.2%
8%以上	— — — 0

- (2) 農業者が当座貸越による貸付けを選択する場合には、年0.5%の範囲内で融資機関が定めた率を加算することができるものとする。
- (3) 本資金は変動金利制とし、貸付利率の改定があったときは、改定日の貸付金残高（当座貸越の場合に限る。）及び改定日以降の貸付金に適用するものとする。
- (4) (1) の具体的な貸付利率については、別途経営局長から通知するが、金利改定日は原則として月の当初とする。

6 償還期限

本資金の償還期限は、手形貸付及び証書貸付にあつては1年以内、当座貸越にあつては1年程度の当座貸越契約期間内とする。

ただし、計画期間中は、有効に決定される極度額等の範囲内で借換えを行うことができるものとする。

7 計画期間終了時の取扱い

本資金を借り受けた者の計画期間終了時に有する本資金の残高は、全て計画期間終了時に返済するものとする。

ただし、本資金を借り受けた者が家畜の飼養又は永年性植物の栽培等農産物の生産及びその加工又は販売に1年以上を要する経営を営むものにあつては、計画期間終了後3年の範囲内で融資機関が認めた期間内に返済するものとする。

第5 借入手続

本資金の借入手続は、次を参照のうえ、各地域の実情に従い、簡素な手続で最も適切な融資が行われるようにするものとする。

なお、融資機関は様式第1号の資金利用申込書兼借入申込書（農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、債務保証委託申込書（様式第1の2号）を含む。以下「申込書」という。）の受理から、原則として1月半以内に借入希望者に融資の可否を通知するものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。

- (1) 借入希望者は、申込書を作成の上、農業経営改善計画及び同計画の認定書（写し）を添付し、融資機関に提出する。

借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を申込書に併せて提出するものとする。

- (2) 推進会議は、本資金の貸付けに係る認定等に関する事務を、原則として、融資機関（借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあつては、融資機関及び農業信用基金協

会。)に委任するものとする。

(3) (2)により委任を受けた融資機関は、認定等に関する審査(農業経営改善計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等)を行うものとし、当該融資機関は、推進会議事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所等を報告するものとする。

(4) 融資機関は、慎重な審議を必要とする借入額が極度額等の上限を超える場合には、推進会議に關係書類を送付するとともに、認定を求めるものとする。

第6 農業経営改善促進資金融通事業の実施

1 貸付目標額の設定

本資金の貸付目標額の策定については、次によるものとする。

(1) 融資機関は、市町村その他関係機関と協議して、毎年度、融資機関貸付予定目標額を策定し、これを都道府県に提出する。

(2) 都道府県は、融資機関から提出のあった融資機関貸付予定目標額、都道府県等の出捐見込み、本資金の貸付実績等を基礎として関係機関と協議して、毎年度、都道府県貸付予定目標額を策定し、これを国と協議する。

(3) (2)の協議は、様式第2号の「貸付目標額協議書」を作成し、これを北海道にあっては直接、北海道以外の都府県にあっては地方農政局(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。)を経由して、1月末までに経営局長に提出して行うものとする。

(4) 国は、貸付目標額協議書に基づいて、毎年度、都道府県別の貸付目標額を定め、これを都道府県に内示する。

(5) 都道府県は、(4)の内示を受け都道府県の貸付目標額を設定したときは、融資機関別の貸付目標額及びこれに対応する2の(2)の②の預託額を決定し、融資機関及び基金協会に通知するとともに、北海道にあっては経営局、北海道以外の都府県にあっては地方農政局に報告する。

2 低利預託基金の貸付け等

(1) 基金協会の借入れ

① 基金協会は、(2)の規定により融資機関に預託するため、民間金融機関から借入金を借り入れるものとする。

② ①の借入れは次に従い行うものとし、その他借入れに必要な事項は基金協会と民間金融機関が協議の上定めるものとする。

(ア) 借入期間 1年以内(原則として毎年4月1日から翌年3月31日までの期間)

(イ) 借入利率 農業経営金融支援対策費補助金交付要綱(平成20年10月16日付け20経営第4071号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)第2に定める国の利子補給率の範囲内

(ウ) 借入金額 1 の貸付目標額の 6 分の 1 に相当する額又は都道府県等から出捐された資金の額のいずれか低い額

③ ①の借入の契約を締結する場合は、次によるものとする。

(ア) 官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告して申込みをさせることにより一般競争入札に付して行わなければならない。この場合、基金協会は、競争性を確保するという制度の趣旨に鑑み、入札を見込み得る関係者に対しその実施について周知徹底を行う等入札参加者の確保に努めるものとする。

(イ) 一般競争入札に加わろうとする者に必要な資格及び (ア) の公告の方法その他一般競争入札について必要な事項は、基金協会が定めるものとする。

(ウ) 一般競争入札に付しても入札者がいないとき、落札者が契約を結ばないとき又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初一般競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

(エ) 一般競争入札に付する場合においては、②の (イ) の借入利率の範囲内で最低の利率をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

(オ) 随意契約によろうとするときは、なるべく 2 以上の民間金融機関から見積書を徴求しなければならない。

(2) 基金協会による低利預託基金の預託

① 基金協会は、(1) の借入金及び融資機関に預託するものとして都道府県等から出捐された資金により、低利預託基金を造成し、融資機関に預託する。

なお、預託額については都道府県の指示に従うものとする。

② ①の融資機関への預託額及び預託利率は次のとおりとし、その他預託に必要な事項は基金協会が定めるところによるものとする。

(ア) 預託額 融資機関の貸付目標額の 3 分の 1 に相当する額以内の額

(イ) 預託利率 年 1 %

ただし、日本銀行の「時系列統計データ検索サイト」で公表されている預託予定日の 14 日前の日の属する月の「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等」における「定期預金／預入金額 3 百万円以上 1 千万円未満／1 年」の利率が 1 % 未満の場合は、当該利率

(3) 融資機関による貸付け

① 本資金の融資機関は、次に掲げる金融機関とする。

- (ア) 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
 - (イ) 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合連合会
 - (ウ) 農林中央金庫
 - (エ) 銀行
 - (オ) 信用金庫
 - (カ) 信用協同組合
- ② 本資金を融通しようとする金融機関は、あらかじめ都道府県にその旨を届け出るとともに、基金協会との間において基本契約を締結するものとする。
- ③ ②の基本契約の例は、経営局長が別に定めるものとする。
- ④ 融資機関は、第4に規定するところに従い本資金を貸し付ける。

第7 資金貸付け等の適正化について

- 1 融資機関は、本資金の貸付けに当たっては、債権保全措置が形式的・慣行的とならないよう担保・保証人の徴求の弾力化に努めるとともに、借入希望者が基金協会の債務保証を受けようとする場合には、基金協会による債務保証の決定が必要であるので、基金協会の債務保証に関する手続も併行的に進めることにより、円滑な融通が図られるよう配慮するものとする。
- 2 融資機関は、本資金の貸付け及び資金の払出しに当たっては、次の事項に留意して、適切な運用の確保に努めるものとする。
 - (1) 本資金の貸付けを開始するに当たっては、貸付けの相手方ごとに本資金と他の資金とを明確に区分して管理すること。
 - (2) 本資金の貸付資金の払出しに当たっては、極力現金交付を避け、口座引落とし、口座振込み等、貸付資金の使途を確認し得る方法を活用すること。
- 3 融資機関は、常に借入者の資金利用状況及び経営状況等を把握し、本資金の融通及び償還の適正化を図るものとする。

なお、本制度の趣旨に即した活用が図られていないと認められる場合は、利用継続の可否について推進会議の意見を聴いて処理するものとする。

第8 都道府県の要綱等の制定等

- 1 農業経営改善促進資金融通事業を実施しようとする都道府県は、本資金の融通に必要な事項を定めた実施要綱等を制定するものとし、北海道にあっては経営局、北海道以外の都府県にあっては地方農政局に届け出るものとする。また、これを改廃したときも同様とする。
- 2 都道府県は、本制度が基金協会に造成される低利預託基金を基盤としていることに鑑み、本制度の安定的な運用の確保に努める等主導的な役割を果たすものとする。

- 3 都道府県は、基金協会に対して、第6の2の(2)の融資機関への預託額その他必要な事項を指示することができるものとする。
- 4 都道府県は、融資機関に対して、本資金の貸付け等に関して必要な事項を指示することができるものとする。

第9 報告

1 農業経営改善促進資金貸付状況報告

融資機関は、上半期（4月1日から9月30日まで。以下同じ。）・下半期（10月1日から3月31日まで。以下同じ。）ごとの「農業経営改善促進資金貸付状況報告書」を様式第3号により作成し、これを上半期末及び下半期末の翌月の末日までに基金協会に提出するものとする。

2 低利預託基金預託等状況報告

(1) 基金協会は、1の報告を取りまとめ、上半期・下半期ごとに「農業経営改善促進資金低利預託基金預託等状況報告書」を様式第4号により作成し、上半期末及び下半期末の翌々月の15日までに都道府県に提出するものとする。

(2) 都道府県は、(1)の提出を受けたときは、これを速やかに、北海道にあっては経営局、北海道以外の都府県にあっては地方農政局に提出するものとする。

(3) 地方農政局は、(2)の提出を受けたときは、これを取りまとめ、「農業経営改善促進資金地方農政局低利預託基金貸付等状況報告書」を様式第5号により作成し、(2)の写しを添付し、上半期末及び下半期末の翌々月の末日までに経営局に提出するものとする。

第10 農業経営改善利子補給金交付事業

国は、第6の2の(1)の規定により、基金協会が民間金融機関から借入金を借り入れたときは、交付要綱に定めるところにより、当該借入金に係る利息相当額について、毎年度予算の範囲内で利子補給金を交付するものとする。

第11 その他

1 融資機関、都道府県その他の関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本資金に係る申込書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

2 融資機関は、申込書の受理に当たり、借入希望者に対し、第5の(2)及び推進会議の定めるところにより当該申込書を推進会議の構成機関に送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（様

式第1号の裏面）の確認欄に記名を求めることとする。

附 則（平成23年4月1日22経営第7266号）

1 この通知は、平成23年9月1日から施行する。

ただし、この通知による改正前の農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第9に規定する全国低利預託基金の貸付等状況報告については、なお従前の例による。

2 平成23年度における「融資機関貸付予定目標額設定書」については、第6の1の（2）の①の規定にかかわらず、この通知の施行後45日以内に提出するものとする。

附 則（平成24年3月30日23経営第3564号）

この通知は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月4日24経営第1144号）

この通知は、平成24年7月4日から施行する。

附 則（平成26年3月24日25経営第3641号）

この通知は、平成26年3月24日から施行する。ただし、本通知の施行前に第6の（1）の規定により借り入れられた借入金についての第6の（1）の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月1日26経営第3306号）

この通知は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日付け30経営第3014号）

この通知は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日付け元経営第3160号）

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日付け2経営第3025号）

1. この通知は、令和3年4月1日から施行する。

2. この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

3. この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和４年３月31日 3 経営第3158号）

この通知は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第５の（１）に掲げる規定の改正の部分については、令和４年６月１日から施行する。

附 則 （令和４年11月14日 4 経営第1873号）

この通知は、令和４年11月14日から施行する。